

平成 1 9 年 第 4 回 御代田町 議会 定例会 議事日程 (第 1 号)

平成 1 9 年 1 2 月 7 日 開会

- 日程第 1 開会宣言
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 町長招集のあいさつ
議案上程
- 日程第 5 議案第 1 0 0 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 6 議案第 1 0 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 7 議案第 1 0 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 8 議案第 1 0 3 号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 9 議案第 1 0 4 号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 0 議案第 1 0 5 号 平成 1 9 年度御代田町一般会計補正予算案について
- 日程第 1 1 議案第 1 0 6 号 平成 1 9 年度御代田財産区特別会計補正予算案について
- 日程第 1 2 議案第 1 0 7 号 平成 1 9 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について
- 日程第 1 3 議案第 1 0 8 号 平成 1 9 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について
- 日程第 1 4 議案第 1 0 9 号 平成 1 9 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案について
- 日程第 1 5 議案第 1 1 0 号 平成 1 9 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について
- 日程第 1 6 陳情第 1 9 号 国立病院の存続拡充を求める意見書採択を求める陳情
- 日程第 1 7 陳情第 2 0 号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める陳情
- 日程第 1 8 陳情第 2 1 号 深刻な医師不足を打開するための法律の制定を求める陳情

- 日程第 1 9 陳情第 2 2 号 「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の改正を求める陳情
- 日程第 2 0 陳情第 2 3 号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択についての陳情
- 日程第 2 1 陳情第 2 4 号 町道梨沢線支障木伐倒についての陳情

平成 1 9 年 第 4 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 1 9 年 1 2 月 7 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 1 9 年 1 2 月 7 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 1 9 年 1 2 月 1 7 日	午前 1 1 時 4 7 分

第 1 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 1 9 年 1 2 月 7 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散 会	平成 1 9 年 1 2 月 7 日	午後 1 2 時 0 2 分

出 席 及 び 欠 席 議 員 の 氏 名 、 席 次

議 席	氏 名	出 欠 席	議 席	氏 名	出 欠 席
1	古 越 日 里	出 席	8	柳 澤 治	出 席
2	古 越 弘	出 席	9	朝 倉 謙 一	出 席
3	武 井 武	出 席	1 0	中 山 美 博	出 席
4	笹 沢 武	出 席	1 1	荻 原 達 久	出 席
5	柳 澤 嘉 勝	出 席	1 2	内 堀 恵 人	出 席
6	土 屋 実	出 席	1 3	内 堀 千 恵 子	出 席
7	市 村 千 恵 子	出 席			

会 議 録 署 名 議 員	10番 中山 美 博
	11番 荻 原 達 久

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	茂 木 利 秋
係 長	茂 木 康 生

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂 木 祐 司	副 町 長	中 山 悟
教 育 長	高 山 佐 喜 男	総 務 課 長	古 越 敏 男
企 画 財 政 課 長	内 堀 豊 彦	税 務 課 長	土 屋 敏 一
教 育 次 長 併任こども課長	荻 原 眞 一	町 民 課 長	南 沢 一 人
産 業 建 設 課 長	武 者 建 一 郎	生 活 環 境 課 長	中 山 秀 夫
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

第 4 回 定 例 会 会 議 録

平成 19 年 12 月 7 日 (金)

開 会 午前 10 時 00 分

○議長 (内堀千恵子君) 本会議に先立ちまして、柳澤 治議員、市村千恵子議員が、長野県町村議会議長会表彰銘に浴され、表彰状が届いておりますので、この場において伝達いたします。

よって、定例会開会時刻を若干遅らせます。ご了承をお願いいたします。

なお、この自治功労表彰は、町村議会議員として 10 年以上在職し、地方自治の振興に功労のあった方に贈られるものであります。

それでは、柳澤 治議員、市村千恵子議員、前の方へお進みください。

- - - 日程第 1 開会宣言 - - -

○議長 (内堀千恵子君) これより、平成 19 年第 4 回御代田町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 13 名、全員の出席であります。

理事者側でも全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

- - - 諸般の報告 - - -

日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

茂木利秋事務局長。

(事務局長 茂木利秋君 登壇)

○事務局長 (茂木利秋君)

諸般の報告

平成 19 年 12 月 7 日

1. 本定例会に別紙配布のとおり町長から議案 11 件が提出されています。
2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。

3．本定例会に別紙配布した陳情文書表のとおり、陳情6件が提出され、受理いたしました。

4．本定例会に説明のため、町長ほか関係者に出席を求めました。

5．本定例会における一般通告質問者は、武井 武議員他4名であります。

6．閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次のページからは監査委員からの定例監査、例月出納検査報告書でございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折りに報告させていただきますので、この場においては省略させていただきます。以上でございます。

○議長（内堀千恵子君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

- - - 日程第2 会期決定 - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してございますので、議会運営委員長より報告を求めます。

朝倉謙一 議会運営委員長。

（議会運営委員長 朝倉謙一君 登壇）

○議会運営委員長（朝倉謙一君） おはようございます。

それでは、報告をいたします。

去る12月3日、午前10時より、議会運営委員会を開催し、平成19年第4回御代田町議会定例会に提出予定の議案、陳情、一般質問等について、審議日程等を検討しましたので、その結果を報告いたします。

本定例会に町長から提案されます案件は、条例案2件、人事案3件、予算案6件の、計11件であります。

また、9月定例会以降提出されました陳情は6件で、受理と決定いたしました。

会期は本日より12月17日までの11日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程につきましては、書類番号1の一番最後の方を開いていただきたいと思っております。

それでは、審議予定表に基づきまして、朗読の方をさせていただきます。

平成19年第4回御代田町議会定例会 会期及び審議予定表ということで発表さ

させていただきます。

日時・月日・曜日・開議時刻・内容

第 1 日目	1 2 月	7 日	金曜日	午前 1 0 時	開会 諸般の報告 会議録署名議員の指名 町長招集のあいさつ 議案上程 議案に対する質疑 議案・陳情の委員会付託
第 2 日目	1 2 月	8 日	土曜日		休会
第 3 日目	1 2 月	9 日	日曜日		休会
第 4 日目	1 2 月	1 0 日	月曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 5 日目	1 2 月	1 1 日	火曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 6 日目	1 2 月	1 2 日	水曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 7 日目	1 2 月	1 3 日	木曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 8 日目	1 2 月	1 4 日	金曜日	午前 1 0 時	全員協議会
第 9 日目	1 2 月	1 5 日	土曜日		休会
第 1 0 日目	1 2 月	1 6 日	日曜日		休会
第 1 1 日目	1 2 月	1 7 日	月曜日	午前 1 0 時	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

常任委員会開催日程

総務文教常任委員会

1 2 月	1 2 日	水曜日	午前 1 0 時	大会議室
1 2 月	1 3 日	木曜日	午前 1 0 時	大会議室

社会建設経済常任委員会

1 2 月	1 2 日	水曜日	午前 1 0 時	議場
1 2 月	1 3 日	木曜日	午前 1 0 時	議場

全員協議会開催日程

1 2 月	1 4 日	金曜日	午前 1 0 時	大会議室
-------	-------	-----	----------	------

以上で報告を終わります。

○議長（内堀千恵子君） ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より12月17日までの11日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より12月17日までの11日間と決しました。

- - - 日程第3 会議録署名議員の指名 - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において

10番 中山美博議員

11番 荻原達久議員

を指名いたします。

- - - 日程第4 町長招集あいさつ - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第4 議会招集のあいさつを求めます。

茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） おはようございます。

議員の皆さまにおかれましては、年末という大変お忙しい時節柄にもかかわらず、全員のご出席をいただきまして、平成19年度第4回定例議会が開催できますことに、まずもって御礼を申し上げさせていただきます。

最初に、台風9号による災害復旧の状況について、報告をさせていただきます。

9月6日から8日にかけての台風9号は、御代田町に大きな爪痕を残しました。また、防災に対する町としての大きな教訓ともなりました。災害に遭われた皆さまに、心からお見舞いを申し上げますとともに、町として災害の復旧に全力を挙げているところでもあります。町内の災害の当初の町としての集計は、215カ所3億1,900万円でした。国庫補助災害につきましては、臨時議会において51カ所2億3,400万円の議決をいただき、11月29日、査定が終了いたしました。これ

に対して、申請箇所は46カ所、1億5,106万円。査定額は1億3,878万円で、査定の採択率は91.86%でありました。町の単独災害につきましては、小規模なものは現在町内の業者に発注し、復旧中であります。大規模なものにつきましては、補助災害発注後、順次発注をしております。農地災害につきましては、補助災害で35人、単独災害で31人の起工承諾をいただき、現在復旧に努めております。県関係では、湯川、濁川、繰矢川の河川20カ所、道路2カ所の復旧が決定されており、年内に工事完了を目指しております。治山では、国庫事業2カ所、豊昇・広戸が採択されており、県単独事業で草越1カ所が採択されております。

次に、第56回目となりました長野県縦断駅伝大会で、オール佐久のチームが優勝したわけですが、今回の駅伝大会では、オール佐久の27人の選手の中に、御代田町の関係者が3人入っており、それだけでなく、チームの団長が町体育協会長の高山昌雄さん、監督がシチズンマシナリーの飯島信司さんで、選手としては御代田町役場の小平佳伸さん、小平さんは、チームのキャプテンとしても活躍していただき、シチズンマシナリーの柳澤 靖さん、西軽井沢在住の宮入一海さんというメンバーでありました。最高の結果が得られ、御代田町にとっても大変良いアピールになったと思っています。

また、12月4日には、県内2カ所のカーリング場の1つ、御代田町のカーリングホール御代田に対して、ミネベア株式会社様から支援金として300万円と、御代田町のシンボルマーク、町花ヤマユリと、御代田の名前が背中に入った選手用ベンチコート70着、150万円相当が寄附されました。ミネベアの山岸社長は、こうした支援をこれから毎年続けていきたいというふうに話されておりました。こうしたことがきっかけになって、将来的にも町民の中での関心が高まり、選手の育成やスポーツの振興につながることを期待しているところでもあります。

本定例会に提案する案件は、人事案3件、条例案2件、予算案6件の、計11件であります。

人事案につきましては、任期満了による教育委員の任命、人権擁護委員の推薦、固定資産評価委員の選任であります。

条例案の福祉医療費給付金条例の一部改正では、乳幼児医療費無料化、いわゆる子どもの医療費無料化を現在までの小学校就学前までから小学校卒業まで拡大するものであります。これは、私の選挙公約の1つであり、これまで御代田町の子ども

の医療費無料化は県下 81 市町村の中で最低でありましたけれども、今回、子育て支援の充実の立場から、対象年齢を小学校卒業までに広げるものであります。

国民健康保険税条例の一部改正につきましては、65 歳以上 75 歳未満の方、いわゆる前期高齢者の年金受給者について、保険料を年金から特別徴収にするものであります。

一般会計補正予算の概要ですが、総額から歳入、歳出、それぞれ 8,119 万 1,000 円を減額し、合計 54 億 3,584 万 2,000 円とするものであります。歳入の主な内容は、個人町民税及び固定資産税の調定額の変更により、370 万円の増額を、また台風 9 号災害設計額確定に伴う事業費減少により、国庫支出金については 6,400 万円を、町債につきましては 3,390 万円の減額を計上しました。

歳出の主な内容は、民生費で、介護保険特別会計繰出金 1,242 万円の減、対象児童増加による広域保育委託料 1,135 万円、児童手当 1,162 万円の増、衛生費ではごみの分別の徹底が進んだことにより、可燃ごみの処理量が減少したことに伴う一般廃棄物処理委託料で、2,100 万円の減。土木費では、災害対応に専念するため、道路新設改良が実施できなかったことによる 1,973 万円の減、下水道特別会計繰出金 2,235 万円の減、災害復旧費で台風 9 号災害、設計額確定に伴う工事費、委託料等、8,744 万円の減額を計上しました。

また、特別会計の補正予算の主な内容につきましては、御代田財産区特別会計では財産区有地売却に伴う 3,783 万円の増額補正。国保特別会計では、退職者医療費交付金増加による 497 万円の増額補正。介護保険特別会計では、介護予防サービス給付費等増加に伴う 1,037 万円の増額補正。御代田簡水特別会計では、開発行為に伴う工事負担金 173 万円の増額補正。公共下水道特別会計では、受益者負担金増加に伴う 653 万円の増額補正を計上いたしました。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の概要であります。細部につきましては、担当課長より説明しますので、よろしくご審議をいただきまして、ご決定をいただきますようお願いを申し上げます、議会招集のあいさつとさせていただきます。

- - - 日程第 5 議案第 100 号 教育委員会委員の任命について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 5 議案第 100 号 教育委員会委員の任命についてを

議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古越敏男総務課長。

(総務課長 古越敏男君 登壇)

○総務課長(古越敏男君) それでは、議案書の2ページをお出し願いたいと思います。

議案第100号について、ご説明申し上げます。

教育委員の任命でございますが、上原貴夫委員、平成19年12月20日をもって、4年の任期が満了になります。引き続きお願いするものでございます。

教育委員会委員の任命について、下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって、議会の同意を求めます。

記

住 所 御代田町大字御代田1808番地1

氏 名 上 原 貴 夫

生年月日 昭和23年4月19日

上原貴夫さんは、長野県短期大学の教授として、人間関係のテーマ研究、ニホンザルの研究者、長野県自然保護インストラクターなど、多くの役職を務めておられます。また、平成17年2月に、長野県で開催されましたスペシャルオリンピックス冬季世界大会のホストプログラムにおいて、SO支援御代田実行委員会の委員長を務められました。このような多彩な経歴を生かし、平成11年より、教育委員として2期8年務められ、教育の発展に資する数多くの提言をされてきました。特に県内でいち早く導入した、小学校全学年30人規模学級の実現にご尽力された功績は多大であります。今回、三度、教育委員として任命したいため、議会の同意をお願いするものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(内堀千恵子君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

議案第100号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第100号を採決いたします。

本案は原案どおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第100号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

- - - 日程第6 議案第101号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること

について - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第6 議案第101号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南沢一人町民課長。

(町民課長 南沢一人君 登壇)

○町民課長(南沢一人君) 議案書の3ページをお願いします。

議案第101号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 御代田町大字御代田4108番地1223

氏 名 味 木 春 子

生年月日 昭和18年5月18日

推薦内容であります。現在、人権擁護委員の塚田芳子さんは、人権擁護委員法の目的である基本的人権を擁護し、自由・人権思想の普及高揚を図り、その目的達成のため3期9年間活動されました。しかし、平成20年3月31日をもって任期満了となるため、今般、味木春子さんを推薦し、議会の同意を求めるものであります。

人権擁護委員の推薦規準は、「人格識見が高く、広く社会の実状に通じ、人権擁護に理解のある者で、法律的知識を有する中立・公正な人」となっており、味木さ

んは、地域の高齢者や障害者との交流ボランティアグループの会員として、高齢者や障害者の人権を尊重した活動をしているとともに、女性に関する人権相談も多いことから、議会の同意を得たうえで、法務大臣に推薦をするというものであります。以上であります。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

議案第101号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第101号を採決いたします。

本案は原案どおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第101号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

- - - 日程第7 議案第102号 固定資産評価審査委員会委員の選任について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第7 議案第102号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋敏一税務課長。

（税務課長 土屋敏一君 登壇）

○税務課長（土屋敏一君） それでは、議案書の4ページをお願いいたします。

議案第102号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定によって、議会の同意を求める。

記

住 所 御代田町大字御代田3935番地15

氏 名 塚 田 武 彦

生年月日 昭和12年9月28日

この件につきましては、固定資産の課税台帳に登録された価格に関する不服申立てがあった場合に、それを審査・決定するために、町に地方税法に基づく固定資産評価審査委員会を設置してございます。委員定数は条例によりまして3名となっております。今回、そのうちのお一方、塚田委員の任期が、この12月31日をもって満了となるため、平成20年1月1日から3年間、再任をお願いしたいとして、提案するものであります。よろしくご審議のうえ同意をいただけますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第102号を採決いたします。

本案は原案どおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第102号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案どおり同意することに決しました。

- - - 日程第8 議案第103号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を

改正する条例案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第8 議案第103号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南沢一人町民課長。

（町民課長 南沢一人君 登壇）

○町民課長（南沢一人君） 議案書の5ページをお願いします。それと、資料番号1をお願いします。

議案第103号 御代田町福祉医療給付金条例の一部を改正する条例案について

ご説明させていただきます。

条文等の朗読については省略させていただきますして、改正の要旨だけを説明させていただきますと思います。

改正理由であります。乳幼児医療給付費を、現行の小学校就学前から中学校就学前に拡大し、所得制限をいままで児童手当に準拠していたものを、小学校就学前までは所得制限を撤廃、今回新たに町単独で事業で実施する中学校就学前までは児童の父母の合計所得が500万円未満に変更するものであります。

今回の年齢制限の拡大により、町の一般財源から支出する額であります。小学校就学前の所得制限を撤廃することによりまして、約40人分、88万円増と見込んでおります。そのうち44万円が県補助金となります。中学校就学前までは約860万円と見込んでおります。合計で約950万円くらいを見込んでいます。しかし、今度新しくなります、父母の合計所得500万円という規準につきましては、これは段階的に実施していきたいというふうに考えておりますし、この500万円というものが、いまの該当・非該当世帯を、いま現在で見込むことが非常にできないという形でありますので、その部分を外して、全員という形の中で950万円の中に見込ませていただきました。

それで附則第1であります。この条例は平成20年4月1日から施行する。

2として、施行期日前に行われた乳幼児の療養の給付等にかかる給付金の支給については、なお従前の例によるというものであります。

それで、860万円の内訳であります。近隣で実施しているのが佐久穂町であります。約1人当たり年間1万円と見込みまして、平成20年度の1年から6年の児童数920人のうち、一人親とか障害とか、他の法律でみている子ども約7%と見込み、それを除いた分、約855人の年間1万円だろうという形の中で855万円で約860万円という見方をさせていただいたというところであり。以上であります。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

市村千恵子議員。

（7番 市村千恵子君 登壇）

○7番（市村千恵子君） 7番、市村千恵子です。

いま、提案されましたこの乳幼児医療費、就学前まで実施ということでは、非常に評価できるわけですがけれども、所得制限が設けられるという中で、ちょっとお聞きしたいと思います。いま、就学前から所得制限を外したことによる予算というのは、いままで所得制限がかかっていた部分では40人の88万円ということで、ありました。それで、所得制限の500万円からの小学校1年生から6年生まで実施するにあたっては、どのくらいの予算かというのは、いま説明があったように、大体1人1万円ということで、障害を持っている子は障害福祉の方のみでいただいているから、それが7%、を外して、855人くらいということで、860万ということの見込みがあったわけですがけれども、前回のその所得制限というのが、一番最初に御代田町が始めたのは、500万円ということで、その後、児童手当に準ずるとということ、準拠というか、準じるということ、拡大になったわけですね。そういう中で、また、この1年生から6年生まで実施されるということなんですけれども、人数がちょっと把握できないと言いましたけれど、この500万円ということで、人数はわからないんですか。外れる人数というのは。所得制限を500万円かけたことによって、対象から外れる人数がどのくらいなのか、所得制限をかけなかった場合と。

○議長（内堀千恵子君） 町民課長。

○町民課長（南沢一人君） いまの言う所得の関係でありますけれども、500万円、これを税関係の19年度賦課で、町県民税の賦課で見ますと、約2.3%弱が該当するだろうというふうには見込めるんですけれども、正確な数字が、そのいまの言う、20年度はまた別ですので、その辺は見込まなかった、3%弱で見込んでいいのかどうかというその規準が明確ではなかったものですから、一応全額を見込んで860万円という額にしたわけでありまして、以上であります。

○議長（内堀千恵子君） ……。

○7番（市村千恵子君） ちょっと済みません、理解がちょっとあれなんですけれども、だからその所得制限をかけなかった場合の、だから子ども全体という人数はいまどのくらいいるんですか、それはわかりますか。1年から6年まで。それはだから所得制限をかけた場合……。全体が855人というのが全体なわけ？ それで所得、だから所得制限をかけた場合は、その大体2.3%か3%弱かというところですか

ね。そうすると、かなりちょっとやはり、この夫婦合算ですからね、500万円というのは。だから3%といえば、かなり対象は限られるという理解ですか。

○議長（内堀千恵子君） 南沢町民課長。

○町民課長（南沢一人君） いまのこの不景気の時代に、夫婦500万円というのはかなりの、収入ではなくて、所得で500万円ですから、収入はかなりあると思うんですよ。収入のある人にはやはりそれなりの負担をしていただくというのが原則だというふうに思っております。以上であります。

○議長（内堀千恵子君） 市村千恵子議員。

○7番（市村千恵子君） 合計所得で、ですね。失礼しました。はい、わかりました。でもいま課長がおっしゃっていたように、様子を見ながらということで、今後実際やってみて、これでどうなのかというところで、また子育て支援という側面もございまして、是非検討していただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（内堀千恵子君） ほかに質疑のある方。

朝倉謙一議員。

（9番 朝倉謙一君 登壇）

○9番（朝倉謙一君） 9番、朝倉です。

いまと同じようなことをお聞きしたいと思うんですが、いま課長の方から、所得ある人にはそれなりの負担をしてもらうという話だったんですが、町長の選挙公約は完全実施なんだよね。完全実施。だから、こんな、例えば3%ぐらいなんだったら、2%か3%ぐらいの間だったら、全部そんなものは所得制限かけないで、全部、要は中学卒業までの方でやればいいんじゃないかなというふうに思うんですが、どうして500万円という数字が出てきたのか、そこら辺、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（内堀千恵子君） 南沢町民課長。

○町民課長（南沢一人君） お答えします。

福祉医療の関係であります。この乳幼児医療だけが児童手当に準拠という形になっています。ほかの福祉医療につきましては、所得制限を500万円というふうにかけています。その関係で、今回も乳幼児を500万円という数字にさせていただいたという形であります。それで、まだその制度が、まだこれ発足していません

ので、予測というのなかなか難しいという状況の中で、段階的にそれも所得制限を変更していけばいいのかなという感じで、500万円という数字を載せさせていただきました。以上であります。

○議長（内堀千恵子君） 朝倉議員。

○9番（朝倉謙一君） じゃあ、これからやっていって、最終的にはその所得制限、もしかすれば、もうよければ、その所得制限を撤廃してしまうという考えもあるということですね。はい、わかりました。

終わります。

○議長（内堀千恵子君） ほかに質疑のある方、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第9 議案第104号 御代田町国民健康保険税条例の一部を

改正する条例案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第9 議案第104号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南沢一人町民課長。

（町民課長 南沢一人君 登壇）

○町民課長（南沢一人君） 議案書の7ページをお願いします。それと、資料番号2もあわせてお願いしたいと思います。

議案第104号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

条文については、条文の朗読は省略させていただきまして、改正の要旨のみを説明させていただきます。

平成18年10月1日から医療制度改革を順次実施してきているわけですが、平成20年4月より、新たな前期高齢者医療制度が実施されます。これは、65歳から74歳の前期高齢者は、退職者が国民健康保険に大量に加入し、保険者間で医療費の負担の不均衡が生じることから、これを調整する制度であります。

70歳未満の者の負担窓口は、これまでと同じ3割負担とし、70歳から74歳の者は2割負担、ただし、現役並み所得者は3割負担というふうになります。現在、国では、現70から74歳の窓口負担を現行の1割のまま1年間据え置くという措置が検討されているところであります。

あわせて、保険料を年金から特別徴収をするというもので、65歳以上で年額18万円以上の年金受給者であります。この方については、介護と国保、または介護と後期高齢者の保険料の合算額が年金額の2分の1を超えないものを特別徴収対策者としているところであります。今回の条例改正は、来年4月からの特別徴収に対応するため、改正するものであります。

附則第1項の施行期日は、平成20年4月1日から施行するというものであります。ただし、附則第4項、第5項は、公布の日から施行するというものであります。以上であります。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

市村千恵子議員。

（7番 市村千恵子君 登壇）

○7番（市村千恵子君） 7番、市村千恵子です。

3点ほどちょっとお聞きしたいわけですが、本当にこの国民健康保険税、払うのも大変な中、今後、年金からもう自動的に天引きされるという内容の条例改正ですが、まず1点お聞きしたいのですが、この対象者、世帯が65歳以上、年金天引きされる、この国保加入者における特別徴収となる対象の世帯数と、普通徴収、年金、年額が18万円以下は自分で払いに行くということでありますけれども、その対象者人数、それから65歳以上の国保加入者の中での滞納状況は、どのようなになっているのか。

それと、第16条の2のところにもあるし、それから経過措置のところにも出てくるわけですが、16条の2の所得の状況やその他の事情を勘案して、町が定める額を特別徴収の方法によって徴収することができるというわけですが、その所得状況を勘案してというか、それが先ほど言っていた2分の1をさまざまに年金から天引きされるようになってきているわけですが、それが2分の1を超えない場

合というのと、プラス、何か町が特別に認められるという枠があるのか、それはどういう手続きをすればいいのかということ、ちょっと説明していただきたいんですが。

○議長（内堀千恵子君） 土屋税務課長。

（税務課長 土屋敏一君 登壇）

○税務課長（土屋敏一君） それでは、最初の2点まで、私の方から回答させていただきます。

まず65歳から74歳までの納税義務者ですけれども、世帯主ということになりますけれども、まだ正式に特別徴収をするその年金給付をする方からは通知はきていませんので、税務課の方で持っている手持ち資料の中で、拾いだしたものですから、当然変動があるということをお願いをしたいと思いますが、65歳から74歳までの納税義務者、対象世帯で415世帯。それで特別徴収になるであろうという世帯が377世帯。普通徴収になるであろうと、これは年額18万円以下ということではなくて、その世帯の中に65歳未満の被保険者がいるという世帯については、普通徴収だよということになっていますので、主にその理由で38世帯が普通徴収になるであろうというふうにいま思っているところであります。

それから、65歳以上の国保加入者、納税義務者、65歳以上の納税義務者の滞納の状況ということですが、平成18年の決算の状況ですが、65歳以上ということではなくて、全世帯で見ますと、一期でも滞納になっているという世帯で見ますと、449世帯あります。加入世帯の割合で見ますと、約15%ということになります。長期にわたっている方もありますし、一期だけという方もあるわけですが、一期以上ということで、拾いだしてみました。このうち、65歳以上の世帯ですが、約1割、50世帯ぐらいあるというふうに捉えております。そういう状況であります。よろしく申し上げます。

○議長（内堀千恵子君） 南沢町民課長。

○町民課長（南沢一人君） それではお答えします。

16条の2項であります。16条の1項からご説明を申し上げていきたいというふうに思います。

16条の1項につきましては、前年、平成19年10月1日から平成20年3月31日までの間に、年金から介護保険料を天引き、要するに特別徴収されている人

が、年金の支給停止を今度は新制度が始まって、引き続き平成20年9月30日まで年金が支給される場合については、保険料の見込額を年金から特別徴収、これが仮徴収であります。そして、仮徴収の期間であります。4月1日から9月30日までが仮徴収、10月1日から翌年3月31日までが本徴収という期間になっております。

それから16条の2項であります。これは、「できる」規定であります。「第1項の仮徴収で、保険料の見込額で徴収することが適当でない特別な事情がある場合は、所得の状況やその他の事情を勘案して、町が定める額を特別徴収、仮徴収ができる」という、「できる」規定であります。それで、この文について県の方へも問い合わせたんですけれども、県としても、いまこれが、「できる」規定がどういうものが該当するのか、いまのところ、県としても不明だよという話をいただいております。

それから附則であります。経過措置についてであります。今回の改正は、附則第1項で平成20年4月1日から施行するというものであります。ただし、附則第4項、第5項は、公布の日から施行するとしておりまして、第4項であります。施行日である平成20年4月1日以前に、年金保険者から年金受給データ、氏名、住所の通知を受け、特別徴収対象者、特別徴収にする年金等を調査・調整する必要がある対象者について規定をしております。第5項については、第4項で規定する対象者で、年金保険者からの通知を受けて、特別徴収滞納者とした者について、年金保険者特別徴収義務であります。に特別徴収税額を平成20年4月1日以前に通知する必要があることから、その税額の算定方法を規定したものであるということです。それで、このため、4項、5項については、公布の日から施行というふうには発生させる必要があるという形であります。いまのいう4項の要約であります。要約しますと、平成19年度の国民健康保険税の納税義務者、世帯主であります。平成19年10月1日時点で65歳以上であり、年金が支給されていて、その年金が支給停止されることなく、引き続き平成20年4月1日から9月30日までの期間に支給される場合、その年金が2つ以上支給されている場合は、1つの年金から特別徴収が、することができるというものであります。以上であります。

○議長（内堀千恵子君） 市村千恵子議員。

○7番（市村千恵子君） ですから、あれですか、その所得の状況というか、この経過措

置の中段あたりにもあるんですが、特別のその災害とかその他特別な事情によって、徴収することが困難だと認めた場合は、町でできると、先ほど「できる」規定ということでしたけど、そういうところに対しての減免措置ができるということですか。

○議長（内堀千恵子君） 南沢町民課長。

○町民課長（南沢一人君） これにつきましては、いまはこれは仮徴収をする場合でありまして、いま市村議員の言っているのは、軽減、徴収猶予、これについては、また別立てで、国保に準じてできるというものであります。以上であります。

○議長（内堀千恵子君） 市村千恵子議員。

○7番（市村千恵子君） 非常にこの国民健康保険の中で、本当に高い国保税の中で、更に今度は徴収の仕方も、いままではその滞納世帯が全体で449、老人世帯では1割ぐらいはいるのかなというお話だったわけですがけれども、生活優先をどうしてもせざるを得ない、いままではね、中で、どうしても滞納してしまうという状況もあったと思うわけですが、これからはもういやがおうもなく、この年金から取られるということに対して、ちょっと町としては、非常にこの条例改正というものをどのように捉えているのか、ちょっとその点、1点、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（内堀千恵子君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 今回、議会に提案させていただきましたこの条例そのものは、国による医療制度改正の中での条例でありまして、町としては確かにいまこの4月から、来年4月から始めようとしている後期高齢者医療制度の問題でも、今回の問題でも、高齢者に対して年金から、年金月1万5,000円以上の方からは自動的に年金から差し引くと、こういう方法をとっております。これについては、そうした少ない年金からも容赦なく保険料を徴収するという点では、こうした高齢者の皆さまの生活がどうなっていくのか、また、支払えない場合に、医療から排除されていくのかどうかというような、そういう意味で非常に心配していますし、また、この後期高齢者医療制度につきましても、その凍結・中止を求める意見書が、例えば長野県議会をはじめ、全国でかなりの数が政府に対して意見を出しているような状況もあります。

町としても、今後、このことによって、本当にどのように町民の皆さまの暮らしが推移していくのかという点では、町民の皆さまの暮らしや医療を守るという、地

方自治体として、その中でどういうことができるのかという点は、今後、大いに考えていかなければならない問題ではありますけれども、しかし、国によってそうした法律が決められて、町としては実施せざるを得ないという状況でありますので、そうした中で、私たちとしても、県や国にも働きかけていかなければいけない問題もあるのではないかとこのふうにも思っています。

また、これから例えばいま病院に入院している高齢者が、病院から追い出されるというような状況も生まれてきますので、そうした中で、こうした医療や福祉というものを町としてどういうふうに行っていけばいいのかという点は、大いに研究し、しっかりみていかなければならない問題、対応していかなければならない問題だろうというふうにも思っています。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 市村千恵子議員。

○7番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（内堀千恵子君） 南沢町民課長。

○町民課長（南沢一人君） 済みません、ちょっと補足させていただきたいと思いますが、これは来年4月から始まる後期高齢者医療制度に関連する、前期高齢者があります。これで御代田町だけがこれから長野県の広域連合から外れるという形になりますと、長野県80市町村に迷惑がかかるという形の中で、その中に御代田町が81市町村として中に入っていなければ、長野県全体の制度が動いていかないという状況もありますので、そこらの辺も今後の検討という形をお願いしたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○7番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（内堀千恵子君） ほかに質疑のある方、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第10 議案第105号 平成19年度御代田町一般会計

補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第10 議案第105号 平成19年度御代田町一般会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

(企画財政課長 内堀豊彦君 登壇)

○企画財政課長(内堀豊彦君) それでは、議案書の12ページをお願いいたします。

議案第105号 平成19年度御代田町一般会計補正予算案について、ご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成19年度御代田町の一般会計補正予算(第4号)は、次の定めるところによる。

歳入歳出予算の補正(第1条)、規定の歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ8,119万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ54億3,584万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正(第2条)、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入。

款、項と、それから補正額についてご説明を申し上げます。

款1、町税。項1、町民税。829万9,000円の減額です。内容的には、個人町民税分といたしまして1,029万9,000円の減額が主なものでございます。

項2、固定資産税。1,200万円の増額です。主な内容ですけれども、償却資産の課税標準額の伸びによりまして、700万円。それから徴収実績の増ということで500万円の増額でございます。

款12、分担金及び負担金。項1、負担金。補正額ですけれども、61万8,000円の減額です。主な内容ですけれども、養護老人ホームの入所者の措置費といたしまして、1名減ということで、120万円の減額でございます。

続きまして款13、使用料及び手数料。項1、使用料。52万6,000円の増額です。これにつきましては、管外保育料41万6,000円、それから一時保育料11万円の増額によるものでございます。

款14、国庫支出金。項1、国庫負担金。補正額5,588万3,000円の減額で

ございます。これにつきましては、台風9号の設計額の確定による申請額の減及び査定による減によるものでございます。内容的には、公共土木施設で2,420万円の減、農地農林施設で3,620万円の減になります。

項2、国庫補助金。107万5,000円の減額です。内容的には、私立幼稚園の就園奨励費の減額になります。

款15、県支出金。項1、県負担金。355万1,000円の増額です。これは児童手当分についての増額分でございます。

項2、県補助金。100万2,000円の増額でございます。これは福祉医療関係分の増額でございます。

項3、委託金。30万5,000円の増額です。これにつきましては、農業用水等の水源地域の保全対策事業ということで、31万円の増額が主なものでございます。

款20、諸収入。項1、雑入。補正額120万円。これにつきましては、先に議会の方にもご報告申し上げましたけれども、固定資産税の評価ミスということで、その際に発生した電算の方のミスであるということで、その負担金分ということでございます。

款21、町債。項1、町債。補正額、3,390万円の減額でございます。これにつきましては、先ほど国庫支出金のところで申し上げましたけれども、台風9号関係の国庫の負担金等の減額に伴いまして、その裏といたしまして、町債ということで、公共土木で1,210万円の減、それから農地農林施設で2,180万円の減ということでございます。

歳入合計で8,119万1,000円の減で、合計で54億3,584万2,000円となります。

次のページをお願いいたします。

続きまして歳出をご説明を申し上げます。

款、項、補正額でご説明を申し上げます。

款2、総務費。項1、総務管理費。193万8,000円の増ということで、例規集、ホームページ等のデータベースの作成ということで、これが185万3,000円の増額になっております。これが主なものでございます。

項2、徴税費。108万4,000円の減。これは固定資産税の委託料等の減によるものでございます。

続きまして款 3、民生費。項 1、社会福祉費。補正額ですけれども1, 1 1 2 万 8, 0 0 0 円の減でございます。これは介護保険特別会計の繰出金1, 2 4 2 万 5, 0 0 0 円の減によるものでございます。

項 2、社会福祉費。2, 2 5 6 万円の増額です。これにつきましては、広域保育委託料といたしまして、1, 1 3 5 万6, 0 0 0 円の増。それから児童手当関係といたしまして、1, 1 6 2 万円の増額でございます。

款 4、衛生費。項 1、保健衛生費。補正額 2 3 8 万9, 0 0 0 円。これにつきましては、健康診査委託料 1 5 3 万9, 0 0 0 円の増額が主なものでございます。

項 2、清掃費。2, 1 9 8 万6, 0 0 0 円の減額です。この主な内容ですけれども、一般廃棄物の処理委託料が2, 1 0 0 万円の減ということになっております。

続きまして款 6、農林水産費。項 1、農業費。2 2 万円の増額ということで、農業費全般のものでございます。

項 2、林業費。3 6 8 万6, 0 0 0 円の増額です。これは間伐対策事業の補助金 2 5 1 万6, 0 0 0 円の増額によるものでございます。

項 3、農地費。5 1 万5, 0 0 0 円の増です。これも農地費全般にわたる増額のものでございます。

続きまして款 7、商工費。項 1、商工費。1 5 万円の減額です。これは商工費の予算の不用額等によるものでございます。

款 8、土木費。項 1、道路橋梁費。1, 9 7 3 万円の減額になります。これにつきましては、本年度大林 5 号線を実施するということで、事業を進めていたわけですが、台風 5 号の災害が起きたということの中で、台風 5 号の方の災害の対応を優先したいということで、本年度は減額ということで、来年度から順次実施をしていきたいということの減額によるものでございます。

項 4、都市計画費。補正額2, 2 3 5 万4, 0 0 0 円の減額でございます。これにつきましては、下水道事業特別会計の繰出金が2, 6 3 7 万4, 0 0 0 円の減額ということで、減額になっております。内容的には、ミネベアさんをはじめ、大型の企業さんの負担金が増額になったということの中で、今回の補正ということになっております。

続きまして款 9、消防費。項 1、消防費。2 9 万4, 0 0 0 円の増額です。消防費全般の増となっております。

4ページをお願いいたします。

款10、教育費。項1、教育総務費。703万3,000円の減額になっております。主な内容ですけれども、中学校の基本設計委託料491万4,000円の減ということで、入札の差金でございます。それと、中学校体育館をまちづくり交付金事業で建設するというので、耐力度を実施をしなくてもいいということで、当初盛りました予算について、265万6,000円の減額ということになります。

項2の小学校費、それから項3の中学校費、それから項5の保健体育費につきましては、不用減等でございます。

項4、社会教育費。補正額50万円。これにつきましては、台風災害によりまして面替公民館の屋根が飛んだということの中で、公民館施設の災害復旧補助ということで50万円でございます。

款11、災害復旧費。項1、農林水産業施設災害復旧費。5,244万円の減額です。

それから項2、公共土木施設災害復旧費。3,500万円の減額です。これにつきましては、入のところでもご説明申し上げましたけれども、設計書の確定による申請額の減及び査定による減というものでございます。

款12、公債費。項1、公債費。189万1,000円。これについては利率が高いものにつきまして繰上償還ということで計上をさせていただきました。

款14、予備費。予備費は、歳入、歳出を調整をさせていただきまして、5,871万9,000円の増額でございます。

補正額、歳出の補正額で8,119万1,000円の減。合計で54億3,584万2,000円ということになります。

5ページをお願いいたします。

第2表地方債補正。これにつきましては、変更でございます。

起債の目的、公共土木施設等災害復旧事業債。それから農地農林施設災害復旧事業債。災害の事業債ですけれども、これの補正でございます。補正後ということで、限度額5,860万円、それと4,490万円。起債の方法、それから利率、それから償還方法については、補正前と同じということでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

この際、暫時休憩といたします。

(午前11時06分)

(休憩)

(午前11時17分)

○議長(内堀千恵子君) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武井 武議員。

(3番 武井 武君 登壇)

○3番(武井 武君) 3番、武井であります。

小さいことで大変済みませんわけでありましてけれども、ちょっとお聞きをしたいと思えます。

まず最初に、歳入の関係の町税の関係であります。事項別明細といいますが、ページで行きますと8ページの方がわかりやすいかなと思うわけであります。

先ほど、企画財政課長の説明で、固定資産税の増額、1,200万円につきましては、わかりました。償却資産の増あるいは徴収に努力をした結果が増額になったということであります。

問題は、個人町民税。現年課税分1,029万9,000円の減額であります。この理由がちょっと説明がなかったものでございますので、何で現年課税分がこのように減ってしまったのか、お聞きをしたいと思えます。

それから、これもまた大変細かいことで恐縮ではありますが、24ページであります。教育費の中の小学校費、これは全体に、予算全体に言えるわけでありましてけれども、つい先ごろ等の新聞あるいはいろいろなものを見ますと、灯油が非常に高騰していると。どこの町村でもほとんどが、暖房器具といいますが、そのものが灯油に頼らざるを得ないという状況にありながら、北小学校あるいは南小学校の中で燃料費の削減、確かに経費削減で結構だと思えますけれども、ほかのところも増額をしなくも足りるのか、あるいは節約をするのか、予備費に約1億円も残ってございますので、子どもに寒い思いをさせながら授業をするのも何だなというふうに思いまして、その理由をお聞きをしたいと思えます。

○議長(内堀千恵子君) 土屋税務課長。

(税務課長 土屋敏一君 登壇)

○税務課長(土屋敏一君) それでは、歳入の町税、個人町民税の現年課税分で今回1,029万9,000円の減額をお願いするものでありますけれども、当初予算の見積り時、シビアに見積もっておけばこのようなことはなかったわけでありまして、ご案内のように、平成19年度から税制改正が行われまして、所得税が減額になって住民税が町県民税合わせて一律10%になるということで、大部分の皆さんが住民税の方が今度は増えるということになりました。それで、今回この減額につきましては、給与からの特別徴収分についてでありますけれども、特別徴収分は19年度課税したものについては、本年の6月から来年の5月までに納めていただくということになっていまして、ただし、その年度の捉え方の中で、来年の4月・5月分については、20年度の調定収入ということになります。19年度はその前の年に課税した4月・5月分が19年度の調定収入となるということで、この2カ月分前年の方が住民税が少なかったものですから、その部分、12カ月でそっくりみてしまったということで、この4月・5月分の前年と前々年の差が生じてしまったということでありまして、当初のところ、もう少し細かく精査をして積み上げればよかったわけでありまして、そういった齟齬が出てしまったということで、今回減額をさせていただくのが主な理由であります。よろしく願いいたします。

○議長(内堀千恵子君) 荻原教育次長。

(教育次長 荻原眞一君 登壇)

○教育次長(荻原眞一君) それではお答え申し上げます。

大変申しわけないようなお話ではありますが、そもそもちょっと言いわけになるかもしれないんですが、昨年この19年度の当初予算の見積り段階において、数年の平均的な燃料費、水道料、いろいろな光熱水費を事務担当者が少し余裕をもって見積もりすぎたということでありまして。ところが、昨年のご存じのとおり、大変な暖冬で3月へいってかなり燃料費関係、減額補正をさせていただいたわけですが、今年はその3月へいってまた大きな金額を落とすということではなく、ある程度その灯油の価格が値上がりしていることなども含みまして、余裕をもって試算をした結果、それでもこのぐらいは補正で落としても大丈夫だという、3月で一遍にあまり大きな金額ということにならないように、今回少し調整をさせていただいているということでありまして。水道料等についても、南小学校の方では校舎を、西棟校舎を

増築しました。その分でかなり増えるのではないかとということで予算見積りをしてきていたわけですが、その割合に、増築した割合にはそんなに増加しなかったということで、もろもろ減額になっているということでもあります。強いて言えば、ちょっと過大に見積もりすぎたということでもあります。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 武井議員。

○3番（武井 武君） はい、ありがとうございました。終わります。

○議長（内堀千恵子君） ほかに質疑のある方。

内堀恵人議員。

（12番 内堀恵人君 登壇）

○12番（内堀恵人君） 12番、内堀恵人です。

財政の全般についてちょっとお聞きをしたいと思います。

12月1日の新聞に、長野県の81市町村の経済収支比率というのが出ました。そして、その中で御代田町が3番目であります。そしてこの経常収支比率、この説明が、この新聞の横に書いてあるわけですがけれども、自治体の税金など一般財源のうち、職員の人件費、公債費、生活保護費や児童手当などに充てられる扶助費、毎年継続的に固定的に支出していかなければならない費用の割合を示すと。財政の健全性を示す指標の1つで、高いほど財政が硬直していると。国は75%から80%以下が望ましいということが書いてあります。その中で、一番高いのが北相木村96.3%、次が95.3%、栄村が94.4%、御代田町が91.7%ということで、非常に収支のバランスが悪いんじゃないかと。そんなことで、御代田町の財政全般、どんな状況だかお聞きをしたいと思います。

○議長（内堀千恵子君） 内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） ご説明を申し上げます。

非常に新聞の数値だけを見ますと、御代田町の財政状況は硬直をしているというふうに、これ、とられて当たり前だと思います。

それで、現在の御代田町の財政状況と今後の財政の見通しについて、ご説明を申し上げたいと思います。

まず最初に、経常収支比率ということですがけれども、いま議員さんからお話がありましたけれども、若干ちょっと定義についてご説明をしたいと思います。

計上一般財源に対する経常経費に充当した一般財源の割合でということ、いわゆる人件費、扶助費、公債費等の義務的経費に、地方税、それから地方交付税、地方譲与税を中心とする計上一般財源収入がどの程度充当されているかを見ることにより、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標であると。それで、財政健全の目安は、70%から80%が妥当と考えられると。80%を超えると、その地方公共団体は弾力性を失いつつあると考えられるため、その原因を究明し、経常経費の抑制に留意しなければなりませんということになっておりまして、こういう状況の中で91.7%ということは、非常に高いということになります。このような定義の上に立ちまして、内容についてご説明を申し上げます。

当町の場合、平成17年度と比較をいたしまして、扶助費で1,500万円、それから公債費で2,000万円、それから維持補修費で4,800万円が増加をいたしまして、経常経費全体で約1億3,000万円ほど増加をしております。経常収支比率を計算するうえでの、いわゆる分子の部分が膨れ上がったというふうに、これについてはご理解をいただきたいと思えます。反対に、地方税で9,900万円、中でも法人町民税が8,500万円減少し、普通交付税も2億5,000万円減少しました。この年は、法人税につきまして前年並みで見えていたわけですけれども、実質的に8,500万円の減、それから普通交付税につきましても、前年の法人税の調定額をということで、こういう要素もございまして2億5,000万円の減ということになりました。そして、あわせまして臨時財政対策債が約1億9,000万円ほどということで、全体といたしまして7,600万円減少している。分母の部分になるものが縮小をしたということで、ごく単純に分母の部分が少なくなりまして、分子の部分のところ膨れ上がったということで、率は高くなったということになります。

それで、これはなぜこうなったのかということについて、またこれ、ご説明いたしますけれども、御代田町の中のもっとも大きな比率を占めておりますのが、公債費です。公債費につきましては、地域総合整備事業債をはじめ、御代田町は『エコー』、それから道路等大規模事業を、いわゆる起債事業、交付税に算入される大規模事業をやってきまして、それで平成19年がピークの年になっております。ピークの年から今後下がっていくということで、去年と今年がもっとも高くなる可能性があるという時期に差しかかっているというふうに、まずご認識をいただきたいと思えます。今後の見通しでございますけれども、19年につきましては、公債費

がピークということで、公債費が10億3,000万円。昨年度よりまた増えて、ピークで約10億3,000万円ということになります。それと税源移譲等による地方税の増収が2億7,000万円ほど見込まれております。また、普通交付税も1億2,000万円ほど増加するというので、分子はそのままでありまして、分母の部分が増加するというので、財源の部分は今年度は去年より増加をするということになりますので、経常収支比率につきましては、19年度については80%台の半ば程度までは改善するというふうに現在推定をしております。そして20年度以降でございますけれども、人件費は横ばいもしくは減少、それから扶助費につきましては若干増加、それから公債費につきましては20年度に8億9,000万円、先ほど19年度につきましては10億3,000万円ということで申し上げましたけれども、20年度には8億9,000万円ということで、対前年比で約1億4,000万円減になります。それから21年度が8億6,000万円、それから22年度が8億3,000万円ということで、公債費が減っていくということになります。このような状況を受けまして、24年には6億3,000万円まで下がります。ですから、今年度が先ほど申し上げましたけれども10億3,000万円、それと比較いたしますと、約5年で4億円少なくなるという状況になります。そして、それ以降ですけれども、それ以降につきましては、よりいっそう減少してくるということで、それ以降も1億円程度ずつ、約1億円ですけれども、公債費は減っていくというような状況の中で、いわゆる経常経費、いわゆる義務的経費といわれる中のもっとも大きな要素である公債費が減少をしていくということです。ですから、ピークであります昨年度と今年度、御代田町がこれだけ整備をしてきたという証であるというふうにとらえていただいて、その償還がこれからどんどん減っていくということの中で5年後を目処に80%前後ぐらいまでは下がっていくだろうと。それ以降はもっと下がるだろうというふうに推定をしておりますので、財政状況についてそのような状況であるということについてご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（内堀千恵子君） 内堀議員。

○12番（内堀恵人君） よくわかりました。昨年から今年が一番公債費が高いと。24年には6億円まで減るというような状況で、わかりました。

以上、終わります。

○議長（内堀千恵子君） ほかに質疑のある方、挙手をお願いします。

はい、市村千恵子議員。

（ 7 番 市村千恵子君 登壇 ）

○ 7 番（市村千恵子君） 7 番、市村千恵子です。

1 点お願いします。

15 ページの保育委託料、1,135 万6,000 円の増額の理由と、それから先ほど町外保育ということの説明がありましたけれども、この内容というか理由といたしますか、その保護者の理由で外に行っているのか、それとも御代田町の中での定員、入れないで行っているのか、またこの数年の推移について、ちょっとお願いします。

○議長（内堀千恵子君） 荻原教育次長。

○教育次長（荻原眞一君） それではお答えいたします。

まず、広域保育の委託料大幅な増額の理由について申し上げますと、近隣市町に委託して行っております広域保育による入園児童数が年度途中において大きく増加したことによるということであります。19 年度の当初予算では、広域保育による入園児数が、平成15 年度の32 名をピークとして毎年減少し続け、18 年度は20 名まで減っていったと、このような状況がありました。そのため、年度途中における増加分は見込まずに、予算編成時における入園申込児童数16 名分を予算計上をいたしたものであります。しかし、年度途中において、15 名の新たな広域入所の申し込みがあり、その人数が31 名まで増加したことによりまして、今回1,135 万6,000 円の大幅な増額補正となったものです。

ちなみに、委託先の市町村は、31 名のうち佐久市が21 名の、7 割近くを占め、残りの10 名については、小諸市、軽井沢町などであります。

次に、広域保育の実状と、ここ数年の推移と対応についてですが、広域保育制度は、待機児童の解消や保護者の利便を図るため、平成10 年に児童福祉法が改正されまして、一定の要件を満たす場合は、保護者の希望により、町外の保育所に入園することが可能となりました。

当町においても、保護者の希望により、勤務先の市町村にある保育所の方が、送迎や保育時間において利用しやすい場合や、勤務時間その他の理由によりまして、当該保育所のある市町村に在住する祖父母に送迎をしてもらう場合など、保護者の利便を図るための理由がある場合で、委託先の市町村の受け入れ態勢が整備されて

いるときは、町内施設の受け入れ態勢が整っている場合であっても広域入所を承諾し、保育を実施しなければならないということでもあります。

広域入所児童数の推移につきましては、制度が始まりました10年度から14年度までは10名から16名ぐらいで推移していましたが、町内の保育施設における受け入れ態勢が整っていなかったこともあり、15年度は一気に32名まで増加しました。このため、16年度に雪窓保育園の増改築を行ったものであります。その結果、16年度に29名いた広域入所児童数が、増改築以降17年度は22名、18年度は20名と、毎年減少していました。ところが19年度は、前年度から11名も増え、31名に達したということでもあります。

その要因として、兄弟姉妹による入所が8組もいらっしゃるということも挙げられますが、ほかには大きな理由もなく、広域入所を希望する保護者が特に多かったということしか考えられません。広域入所を希望する場合であっても、町内の保育園において受け入れ可能な年齢区分であれば、町内施設への入所を勧めるようにしていますが、広域入所の要件を満たしている場合は、保護者の希望により、入所を承諾しているというのが現状であります。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 市村千恵子議員。

○7番（市村千恵子君） はい、以上、終わります。

○議長（内堀千恵子君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第11 議案第106号 平成19年度御代田財産区特別会計

補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第11 議案第106号 平成19年度御代田財産区特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 議案書の13ページをお願いいたします。

議案第106号 平成19年度御代田財産区特別会計補正予算案について、ご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成19年度御代田財産区特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正(第1条)、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ3,783万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ5,015万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成19年10月25日 同意 御代田財産区管理委員会会長 尾台昭雄

次のページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。款1、財産収入。項2、財産売り払い収入。補正額4,133万6,000円でございます。これにつきましては、ミネベア㈱に大字御代田字一ノ沢4106の340の原野、面積3,062平米ですけれども、これを売却しものの財産収入でございます。

款2、繰入金。項1、繰入金。補正額350万円の減でございます。これにつきましては、土地の売却収入があったということで、基金からの繰入が不用になったということで減額をいたしました。

歳入合計、補正額3,783万6,000円。計5,015万4,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出。款1、総務費。項1、総務管理費。補正額3,777万2,000円。これにつきましては、先ほど売却いたしました土地につきましては積立金3,690万円、それから台風災害がございまして、飯玉のマレットゴルフ場が被害を受けたということで、この災害に対します補助ということで87万2,000円でございます。

款2、予備費。項1、予備費。予備費につきましては、歳入・歳出を調整させていただきまして、6万4,000円の増額でございます。

歳出合計、補正額3,783万6,000円。計5,015万4,000円でございます。以上でございます。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 1 2 議案第 1 0 7 号 平成 1 9 年度御代田町国民健康保険事業

勘定特別会計補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 1 2 議案第 1 0 7 号 平成 1 9 年度御代田町国民健康
保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南沢一人町民課長。

（町民課長 南沢一人君 登壇）

○町民課長（南沢一人君） 議案書の 1 4 ページをお願いします。

議案第 1 0 7 号 平成 1 9 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
案についてであります。

予算書の 1 ページをお願いします。

平成 1 9 年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）は、
次に定めるところによる。

（第 1 条）既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ 4 9 7 万
9 , 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ 1 4 億
3 , 3 6 6 万 3 , 0 0 0 円とするというものであります。

2 ページの歳入をお願いします。款 5、療養給付費交付金。項 1、療養給付費交
付金であります。既定額に 4 9 7 万 9 , 0 0 0 円を補正しまして、合計 1 億
7 , 8 2 8 万 3 , 0 0 0 円とするものであります。この内訳であります。交付決定、
決定額がされたことによって、3 2 5 万 6 , 0 0 0 円の増、それから 1 8 年度分の追
加で 1 7 2 万 3 , 0 0 0 円であります。

歳入合計であります。既定額に 4 9 7 万 9 , 0 0 0 円を補正しまして、1 4 億
3 , 3 6 6 万 3 , 0 0 0 円とするものであります。

次の３ページをお願いします。

歳出であります。款１、総務費。項１、総務管理費。既定額に１７万４、０００円の補正をしまして、計１、１７４万６、０００円とするものであります。これは制度改革に伴う被保険者証の作成で１２万４、０００円、それから資格確認電算委託料で５万円であります。

款２、保険給付費。項１、療養諸費。既定額に４３万１、０００円をお願いしまして、７億５、３４１万２、０００円であります。これは退職被保険者療養給付費の財源変更であります。退職者療養費で４１万３、０００円、これが不足するためであります。それから審査支払手数料で１万８、０００円あります。

項４、葬祭費であります。既定額に３０万円の増額であります。で１６０万円。当初、６５件と見込んだわけですが、１５件分が不足するという形の中で、１件２万円の１５件分をお願いするものであります。

款６、保健事業費。項１、保健事業費。既定額に９５万円の補正をお願いしまして９８９万７、０００円あります。これは人間ドック補助金であります。日帰りが当初１６０件でみたわけですが、多くなってきたという形の中で、１９０件、３０件の増を見込んだものであります。これが１件１万５、０００円で４５万円。それから１泊２日の関係ですが、これが当初６０件で見込んだわけですが、８０件、２０件分の増であります。これが５０万円という形になります。

款１０であります。予備費。既定額に３１２万４、０００円の増でありまして、これは歳入歳出の調整であります。歳出合計、既定額に４９７万９、０００円の増額をしまして、合計１４億３、３６６万３、０００円とするものであります。以上であります。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（内堀千恵子君） 日程第13 議案第108号 平成19年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南沢一人町民課長。

（町民課長 南沢一人君 登壇）

○町民課長（南沢一人君） 15ページをお願いします。

議案第108号 平成19年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案についてであります。

予算書の1ページをお願いします。

平成19年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条であります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ1,037万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ9億2,829万1,000円とするというものであります。

2ページをお願いします。歳入であります。

款4、国庫支出金。項1、国庫負担金。既定額に245万1,000円であります。内訳であります。給付費増による負担金の変更であります。介護給付費の関係であります。これが96万4,000円、それから介護予防給付費が130万5,000円、それから特定入所者サービス費で18万2,000円とするものであります。

項2、国庫補助金。既定額に82万1,000円の増であります。これも給付費増による財政調整交付金の増であります。

款5、支払基金交付金であります。項1、支払基金交付金。既定額に389万4,000円の増であります。これは給付費増による交付金の増であります。先ほど言いました介護給付費、それから介護予防給付費、特定入所者サービス費、それが増額になるというものであります。

款6、県支出金。項1、県負担金。既定額に163万1,000円の増であります。これも給付費増による県の負担金の変更であります。

項3、県補助金であります。既定額に5,000円あります。これは給付費通

知分に420人分の通知であります。

款8、繰入金。項1、他会計繰入金。既定額に157万5,000円の増であります。これは、給付費増による負担分を一般会計から入れていただくというものであります。

歳入合計であります。既定額に1,037万7,000円をお願いしまして、合計9億2,829万1,000円とするものであります。

3ページをお願いします。歳出であります。款2、保険給付費。項1、保険給付費。既定額に1,256万3,000円をお願いするものであります。これにつきましては、地域密着型介護サービス給付費、認知症の通所介護であります。『たちちゃん、きくちゃんち』であります。385万円。それからグループホームであります。社協でやっている97万円、これが不足するという形であります。それと、介護予防サービスが不足するということで、訪問介護で129万円、訪問介護で124万4,000円、通所介護で269万4,000円。通所リハビリで109万8,000円。それと住宅改修で20万円。それから特定入所者介護サービス費で121万7,000円ということで、それぞれ不足するための増額であります。

款4、地域支援事業費であります。項2、包括的支援事業、任意事業であります。既定額に2万8,000円をお願いするものであります。これにつきましては、給付通知書を4カ月分の実績を受給者に通知するという形の中で、65円の420人分であります。

款8、予備費であります。これは既定額に221万4,000円の減で、歳入、歳出の調整であります。

歳出合計、既定額に1,037万7,000円をお願いしまして、合計9億2,829万1,000円とするものであります。以上であります。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 1 4 議案第 1 0 9 号 平成 1 9 年度御代田町簡易水道事業

特別会計補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 1 4 議案第 1 0 9 号 平成 1 9 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中山秀夫生活環境課長。

（生活環境課長 中山秀夫君 登壇）

○生活環境課長（中山秀夫君） 議案書の 1 6 ページをお願いしたいと思います。

予算書の 1 ページをお願いしたいと思います。

平成 1 9 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、宅地開発行為に伴いますことの工事負担金として、歳入、歳出、それぞれ 1 7 3 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ 9, 4 0 3 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。

2 ページの歳入をお願いしたいと思います。

款 2 の分担金及び負担金。項 1 の負担金。これは工事費負担金ということで、1 7 3 万 2, 0 0 0 円をお願いいたしまして、計 9, 4 0 3 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。

3 ページをお願いします。歳出でございますが、款 2 の建設改良費、項 1 の建設改良事業費、これにつきましては、7 5 ミリの排水管施設の整備工事をするということで、1 7 3 万 3, 0 0 0 円をお願いするものでございます。

予備費ですが、歳入、歳出の調整で、1, 0 0 0 円を減額し、補正額 1 7 3 万 2, 0 0 0 円とするもので、計 9, 4 0 3 万 6, 0 0 0 円でございます。よろしく願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

- - - 日程第 15 議案第 110 号 平成 19 年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 15 議案第 110 号 平成 19 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中山秀夫生活環境課長。

（生活環境課長 中山秀夫君 登壇）

○生活環境課長（中山秀夫君） 議案書の 17 ページをお願いします。

予算書の 1 ページをお願いしたいと思います。

平成 19 年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、受益者負担金の一括納入者の増加に伴いまして、負担金あるいは前納報償金等の増、それから処理水量の増加に伴い、維持管理費及び汚泥処分の委託料等の増でございます。

歳入、歳出、それぞれ 653 万 4,000 円をお願いいたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ 8 億 9,564 万 3,000 円とするものでございます。

2 ページの歳入をご説明申し上げます。

款 1 の分担金及び負担金。項 1 の負担金でございますが、これは一括納入者の増に伴いまして 2,739 万 7,000 円をお願いするものでございます。

款 4 の繰入金。他会計繰入金、一般会計から 2,235 万 4,000 円を減ずるものでございます。

款 5 の繰越金。項 1 の繰越金。これは前年度からの繰り越しということで、714 万 4,000 円で確定でございます。

款 6 の諸収入。項 2 の雑入。これにつきましては、消費税の確定申告によります額の確定でございますが、214 万 7,000 円を増額するものでございます。

款 7 の町債。項 1 の町債。事業量の確定見込みによりまして、780 万円を減額するものでございます。

歳入補正額、653 万 4,000 円で、計 8 億 9,564 万 3,000 円とするものでございます。

次ページの歳出をお願いしたいと思います。

款 1 の土木費。項 1 の都市計画費。これにつきましては、先ほども申し上げましたが、処理水量の増加に伴う維持管理費の増ということで、需用費で電気、あるいは施設修繕で 3 2 6 万円、それから汚泥処理処分の委託料で 2 1 2 万 7, 0 0 0 円。年々前納報償金や公共マスの設置工事等で 1 1 4 万 7, 0 0 0 円ということで、補正額 6 5 3 万 4, 0 0 0 円をお願いするものです。

公債費は 0 でございます。

続きまして 4 ページでお願いしたいと思いますが、第 2 表の地方債補正でございますが、起債の目的、公共下水道事業。資本費、平準化債でございますが、補正後につきましては、2 億 4, 7 7 0 万円と、それから平準化で 3, 4 0 0 万円、計 2 億 8, 1 7 0 万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還方法につきましては、補正前と同じでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 1 0 3 号から議案第 1 1 0 号までについては、会議規則第 3 9 条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

- - - 日程第 1 6 陳情第 1 9 号 国立病院の存続・拡充を求める意見書

採択を求める陳情について - - -

- - - 日程第 1 7 陳情第 2 0 号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める

陳情について - - -

- - - 日程第 18 陳情第 21 号 深刻な医師不足を打開するための法律の
制定を求める陳情について - - -
- - - 日程第 19 陳情第 22 号 「看護師等の人材確保の促進に関する法律」
の改正を求める陳情について - - -
- - - 日程第 20 陳情第 23 号 保険でより良い歯科医療の実現を求める
意見書採択についての陳情について - - -
- - - 日程第 21 陳情第 24 号 町道梨沢線支障木伐倒についての陳情
について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 16 陳情第 19 号 国立病院の存続・拡充を求める意見書採択を求める陳情について、日程第 17 陳情第 20 号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める陳情について、日程第 18 陳情第 21 号 深刻な医師不足を打開するための法律の制定を求める陳情について、日程第 19 陳情第 22 号「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の改正を求める陳情について、日程第 20 陳情第 23 号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択についての陳情について、日程第 21 陳情第 24 号 町道梨沢線支障木伐倒についての陳情については、今定例会に提出され、受理いたしました。

お手元に配付してあります陳情付託表のとおり、会議規則第 92 条の規定により、所管の常任委員会に付託しますので、審査願います。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 12 時 02 分